高等学校等就学支援金オンライン申請システム　e-Shien
申請者向け利用マニュアル

②　新規申請編

入学・転入時等に、「意向登録」「受給資格認定申請」を行うための専用マニュアルです。

2022年4月
文部科学省

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。

- マニュアルは次の4つに分かれており、本書は**「②新規申請編」**です。

① 共通編
・・・e-Shienの概要や操作方法を説明します。

② 新規申請編
・・・「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。

③ 継続届出編
・・・「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。

④ 変更手続編
・・・「保護者等情報変更届出」「支給再開申出」について説明します。
保護者に変更があった際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。

- 本書（②新規申請編）の内容は、以下のとおりです。

1. 受給資格認定申請の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
2. 操作説明
2-1. e-Shienにログインする ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する ・・ P.5
2-3. 受給資格認定の申請をする ・・・・・・・・・・・・・・ P.7

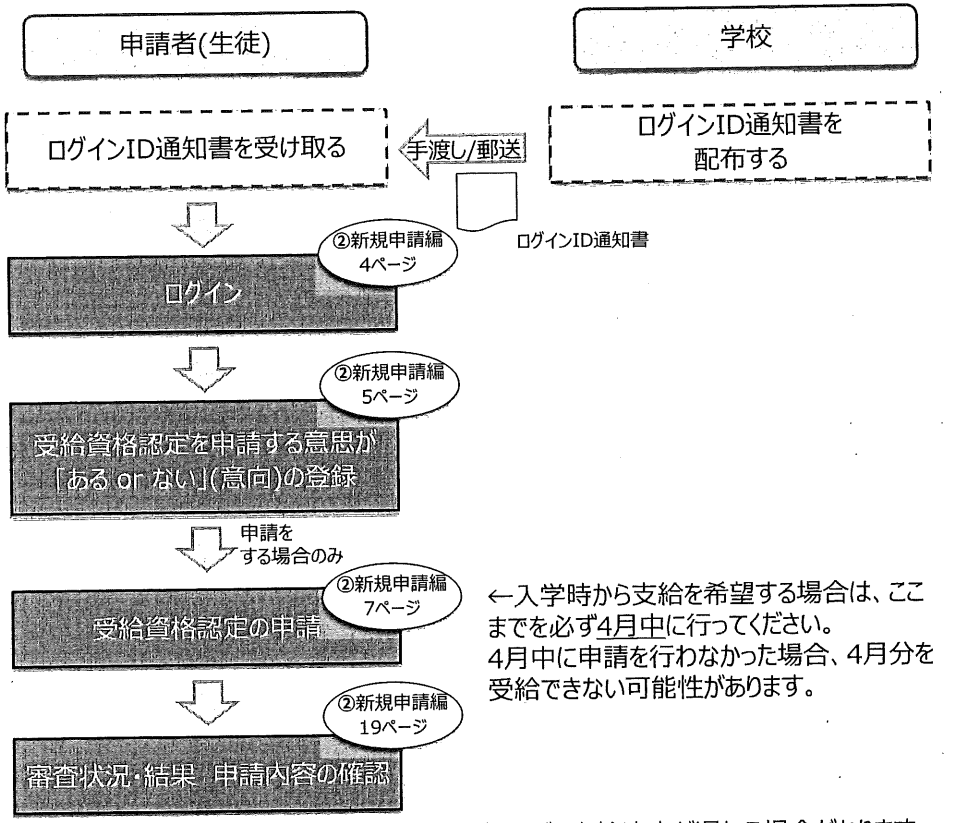
※本文中の画面表示は、令和4年4月現在のものです。

- e-Shienへのアクセス
https://www.e-shien.mext.go.jp/
- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html
- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。
（①共通編マニュアルの３ページと同じ記載です。）

受給資格認定の申請 (4月の入学時・転入時 等)



←入学時から支給を希望する場合は、ここまでを必ず4月中に行ってください。
4月中に申請を行わなかった場合、4月分を受給できない可能性があります。

※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続をお願いします。（ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。）

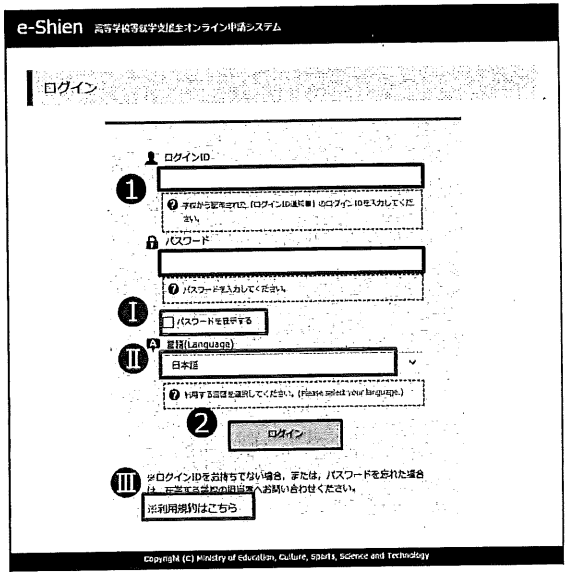
凡例
- ②新規申請編 ○ページ：「②新規申請編」の○ページ参照
- e-Shienを使用する手順
- システム外の手順

2. 操作説明
2-1. e-Shienにログインする

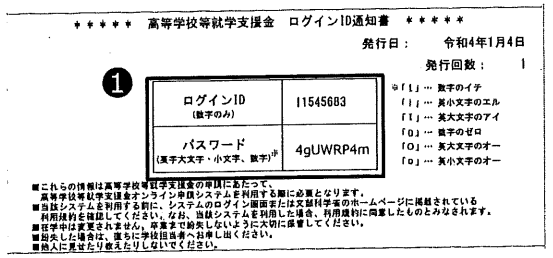
e-Shienを使用するために、システムへログインします。
ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

https://www.e-shien.mext.go.jp/

1. ログイン画面



ログインID通知書のサンプル



手順

❶ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。

❷「ログイン」ボタンをクリックします。

5ページへ

補足

❶「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。

❷表示言語は、"日本語"または"English"が選択できます。

❸e-Shienの「利用規約」を確認できます。

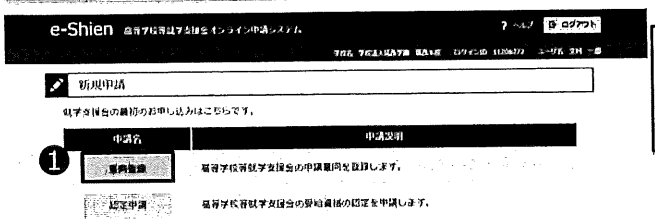
・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明
2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

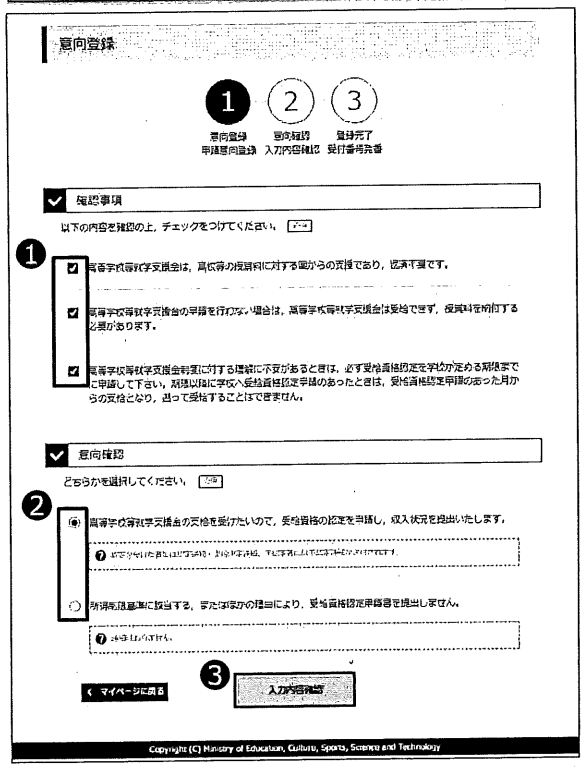
1. ポータル画面



手順

❶「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面



手順

❶内容を確認し、チェックします。

❷申請をするかしないかを選択します。

・就学支援金の**支給を希望する**場合
➡上部：申請をします。

・保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円※）を超えている場合
・上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
➡下部：申請をしません。

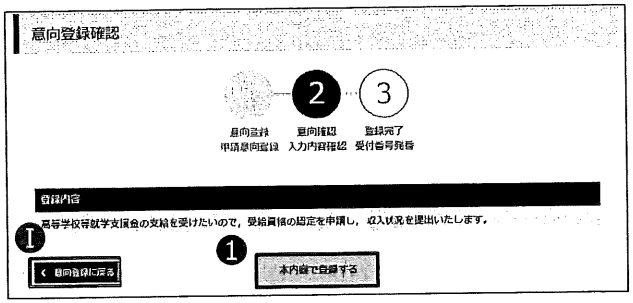
❸「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成によっては異なる場合があります。

6ページへ

2. 操作説明
2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面



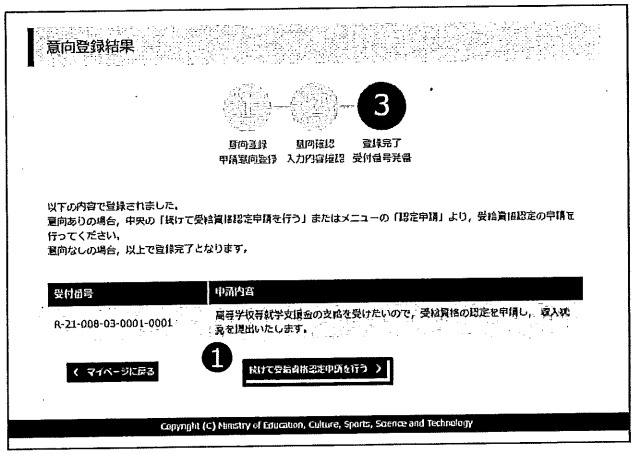
手順

❶登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

❶前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面



手順

❶意向の登録結果が表示されます。

・**申請をする場合**
➡「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

7ページへ

・**申請をしない場合**
➡手続きは完了です。

補足

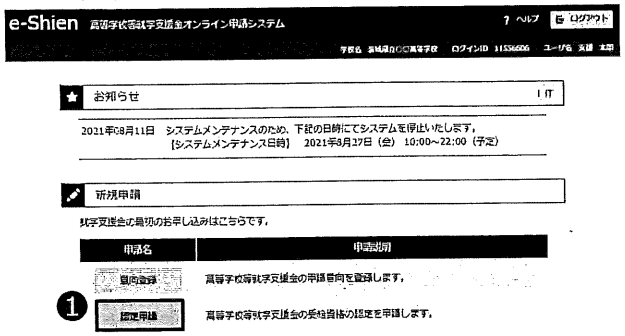
・**誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。**
学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(7～19ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面



手順

❶「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- 6ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2.認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面



手順

❶ 記入上の注意をよく読んでから申請してください。

❷ 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。

❸「学校情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

補足

- 申請を中断した後に再開する手順は、20ページを参照してください。

3. 認定申請登録(学校情報)画面(1/2)



手順

❶ 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。

❷ 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。

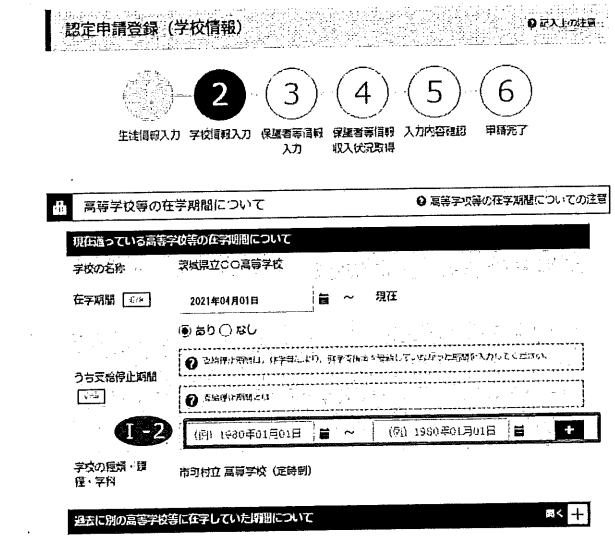
- **過去に他の学校に在籍した期間がない場合**
  ➡ ❸ に進みます。
- **過去に他の学校に在籍した期間がある場合**
  ➡ 9ページへ

❸「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面



補足

I-1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。

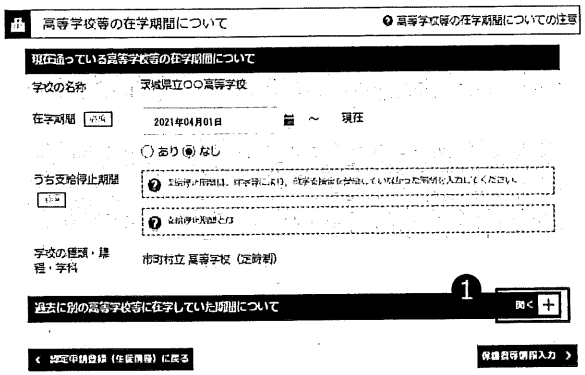
I-2 支給が停止されていた期間を入力します。

Ⅱ 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

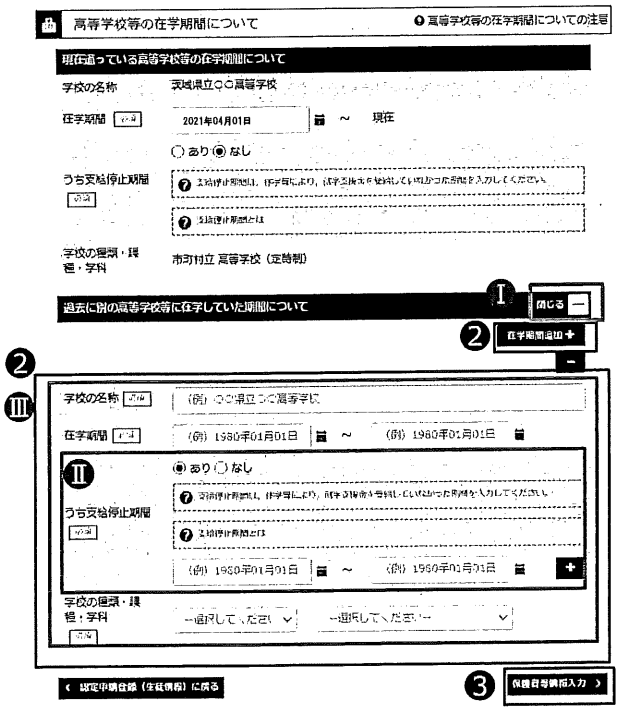
2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録（学校情報）画面（2/2）



「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面



手順

❶「開く」ボタンをクリックします。

❷「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。

❸「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

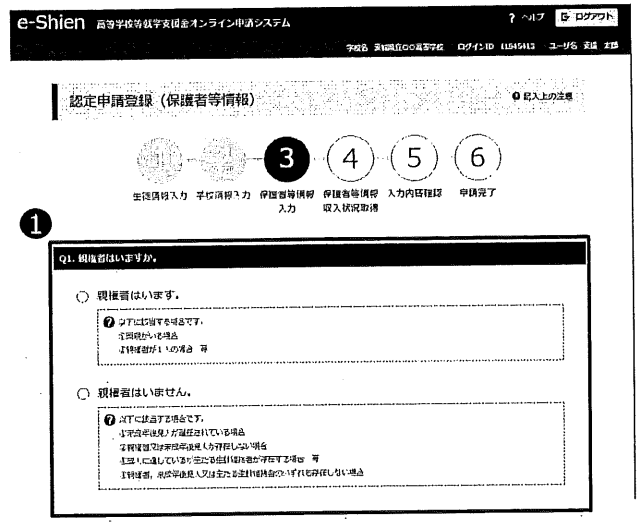
❶ 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。
閉じずに次に進もうとするとエラーになります。

❷ 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。

❸ 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（共通）（1/2）



手順

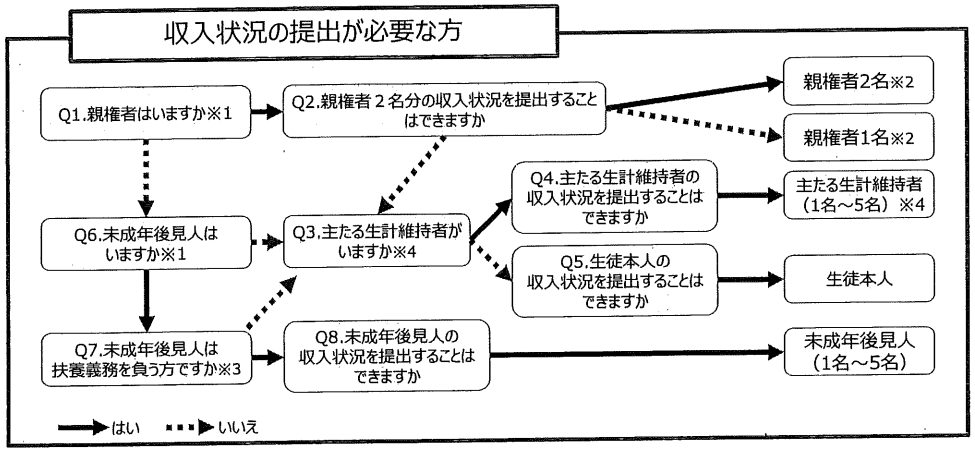
❶ 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

11ページへ

補足

- 各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。（表示される質問は回答の選択により異なります。）
- 個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。
※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出は必要ありません。
・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合　等
詳細は、学校に御相談ください。
※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。